

津幡町選挙管理委員会告示第80号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による合併協議会の設置の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の50分の1の数）は、次のとおりである。

令和8年6月1日

津幡町選挙管理委員会

626人